

総 務 常 任 委 員 会

令和3年3月15日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について
- 議案第24号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可について

出席委員（6名）

委員長	宮 澤 芳 雄	副委員長	平 山 清 海
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 木 内 欽 市

説明のため出席した者（１４名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	遠藤泰子
会計管理者	多田英子	消防長	川口和昭
監査委員局長	高野久	その他担当員	３名

説明のため出席した参考人（２名）

地方独立行政法人 総合病院国保 旭中央病院 事務局長	菅谷敏之史	地方独立行政法人 総合病院国保 旭中央病院 経営企画室長	伊原敬道
-------------------------------------	-------	---------------------------------------	------

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
副主幹	黒柳雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

本日は総務常任委員会の審査ということでお集まりいただきました。大変ご苦労さまです。

本日の流れの中で1点変わったことがありますので、あらかじめ皆様方にお伝えしたいと思います。

コロナウイルスの関係で、本日の視察は行わないということであります。それですので、審査のほうに十分な時間を取れると思いますので、慎重なる審査をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日は付託された議案の審査を行うわけですが、議案第23号と議案第24号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に関する議案を審査する上で、病院職員の出席を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、参考人として病院職員の出席を求めることにいたします。

木内議長、よろしくお願いいたします。

しばらくの間、休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 3分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で10議案でございます。

その内訳ですが、まず予算関係で、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管する事項について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項でございます。

条例関係といたしまして、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案。

そのほかといたしまして、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可についての2議案でございます。

以上、全部で10議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ここで、委員長より一言おわびを申し上げます。

議長、本日はお忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございます。議長のご紹介が遅れまして、すみません。ご挨拶をお願いいたしたいと思います。飛ばしてしまいまして、すみませんでした。

議長、お願いします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

緊急事態宣言下の中での委員会活動、大変ご苦労さまでございます。東京都は昨日、296名の感染者と発表されました。6週連続で増えているそうでございます。第4波が危惧されるところでございます。

本日は、十分なコロナ対策を取りながら、付託いたしました10議案について審査をしていただくことになっております。この審査結果を参考にして、最終日の本会議の採決に入るわけでございます。どうぞ議案質疑等で聞き漏らした事等ありましたら、慎重なご審査をお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは宮澤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議長、ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、税務課

所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、予算書の11ページをお開きください。

1 款市税です。令和3年度の市税の合計額は71億6,577万9,000円で、前年度比2億9,708万2,000円、4.0%の減を見込みました。内訳としましては、現年度分を70億7,825万8,000円、滞納繰越分を8,752万1,000円見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明をいたします。

13ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は29億9万9,000円で、前年度比1億3,891万5,000円、4.6%の減を見込みました。現年課税分の収納率については98.14%で、前年度比0.04ポイントの増を見込みました。

1 項 2 目法人市民税は3億5,756万6,000円で、前年度比1,637万4,000円、4.4%の減を見込みました。現年課税分の収納率については98.82%で、前年度比0.78ポイントの減を見込みました。

市民税につきましては、新型コロナウイルスの影響で個人、法人とも減を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は29億2,312万4,000円で、前年度比1億3,452万円、4.4%の減を見込みました。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した中小事業者の固定資産税について、減免の特例措置があるため、その分を見込んでおります。現年課税分の収納率については97.15%で、前年度比0.35ポイントの減を見込みました。

土地につきましては、干潟地区及び谷丁場地区の国土調査の登記完了に伴う地籍の更正と、畑や山林の宅地等への地目変更により、微増を見込みました。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、すみません、長くなるようですので、着座で説明されてください。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。

家屋につきましては、新築家屋の増加があるものの、評価替えの年度であり経年減価補正率が適用されるため、評価額の減少に伴い、減を見込みました。

償却資産については、新型コロナウイルスの影響により企業の新たな設備投資が見込めないため、減を見込みました。

続きまして、14ページをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ、着座でいいですよ。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。では、着座で失礼します。

3項軽自動車税は2億2,836万9,000円、前年度比1.9%の減を見込みました。収納率ですが、環境性能割は県から交付されるため100%で、種別割につきましては、現年課税分は96.04%、前年度比0.38ポイントの減を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億61万3,000円で、前年度比1,025万円、2.1%の増を見込みました。これは令和3年10月のたばこ税の値上げを見込んだものです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

5項1目入湯税は455万2,000円で、新型コロナウイルスの影響で大幅な減を見込みました。

6項1目都市計画税は2億4,857万2,000円で、前年度比847万3,000円、3.3%の減を見込んでおります。現年課税分の収納率については97.15%で、前年度0.35ポイントの減を見込みました。

以上で議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、人件費について補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、予算書の302ページをお開きください。

給与費明細書の一般職分です。

（1）の総括は、常勤職員と会計年度任用職員の数値を合計したものを表示しておりますので、次のページ以降でそれぞれに分けて説明いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長、どうぞ着座で説明されてください。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。では、失礼して着座で説明させていただきます。

それでは、303ページをお願いいたします。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる常勤職員の内容について説明いたします。

初めに職員数ですが、本年度欄の632人は、令和3年1月1日現在で各部署に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者及び各会計間の異動等を考慮して、令和3年4月1日の配置予定人数を計上したものです。前年度と比較して6人の減となります。

また、本年度欄の括弧内の38人は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の人数で、括弧の上の常勤職員632人とは別の人数です。前年度と比較しますと1人の減となり

ます。

次に、給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億6,238万円で、前年度と比較して1,743万円の減となります。これは職員数の減によるものです。

退職手当等につきましては下段に内訳を載せていますので、後ほど説明いたします。

共済費は職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でありまして、職員数の減により、前年度と比較して839万9,000円の減となります。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。

ここでは、金額が大きく増減した手当を中心に説明いたします。

まず、住居手当です。この手当は借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万8,000円となります。支給人数の増により、前年度と比較して149万6,000円の増となります。

次に、右のほうに移りまして、期末手当と勤勉手当です。令和3年度の期末手当の支給率は6月、12月ともに1.275月分、勤勉手当は6月と12月ともに0.95月分で、年間の合計支給率は4.45月分となります。前年度と比較して、期末手当は、令和2年度の人事院勧告に基づき支給月数を0.05月分引き下げたことから1,456万6,000円の減、勤勉手当については、職員数の減により358万7,000円の減となります。

続いて、304ページをご覧ください。

イの、会計年度任用職員の給与費明細書です。

それでは、まず職員数です。

本年度欄の34人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ、フルタイム会計年度任用職員の予定人数です。前年度と比較して8人の減となります。また、括弧内の477人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い、パートタイム会計年度任用職員の予定延べ人数です。前年度と比較して53人の増となります。なお、この人数には、住民健診ですとか選挙など短い期間で従事するスポット的な職員も含まれております。

次に、給与費のうち報酬は本年度4億5,599万3,000円で、パートタイム会計年度任用職員に支給するものです。塵芥処理施設の配置人数の減などにより、前年度と比較して1,799万2,000円の減となります。

その右側、給料は8,103万8,000円で、フルタイム会計年度任用職員に支給するものです。任用予定の保育士の減により、1,899万円の減となります。

また、職員手当等は1億332万3,000円で、下段に内訳を載せていますので、後ほど説明い

たします。

共済費9,369万6,000円は会計年度任用職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金で、799万3,000円の減となります。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。

通勤手当は本年度、205万1,000円です。これはフルタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用で、常勤職員と同じ基準で支給します。人数の減により、前年度と比較して113万5,000円の減となります。

次に、時間外勤務手当の405万9,000円は、フルタイム会計年度任用職員が時間外勤務を行った場合に支給するもので、手当の割増し率は常勤職員と同様となります。人数の減により、前年度と比較して353万5,000円の減となります。

期末手当の9,721万3,000円は、支給条件を満たすフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に、常勤職員と同じ支給率で6月と12月に支給するものです。令和3年度は制度開始2年目となり、支給月数が平年度化されることから、前年度と比較して2,489万4,000円の増となっています。

最後に、常勤職員と会計年度任用職員を合わせた給与費全体の影響について説明します。

お手数ですが、予算書の302ページにお戻りいただけますでしょうか。

上の表、(1)総括です。

1番右側の合計欄をご覧ください。

前年度と比較した影響額ですが、職員数の減により、全体としては6,532万7,000円の減となっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では、18ページの10款地方交付税についてお尋ねをします。

ここに予算としては84億2,000万円ですか、それで普通交付税、特別交付税の内容は分かりますが、じゃ、これを、結局中央病院分ですか、それから算定の基礎になる人口、それから面積、道路ですか、これらの――まとめた金額で結構ですけどね。

それからあと、公債費算入分は幾らになるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、18ページの普通交付税の関係でございます。

普通交付税は73億7,000万円、病院への繰出し分として14億6,400万円、公債費として23億1,400万円ほどです。それで残りました自主財源として、35億9,000万円ほどでございます。
以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうすると、公債費が23億円もあるわけですよ。中央病院も14億円。これは全て、特交を含んだ金額でいいですね。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） いや、地方交付税は、一般的には特交も含めて地方交付税というんじゃないんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼いたしました。

それでは、特別交付税を含めた交付税ということで、交付税の予算額が84億2,000万円ほどです。病院への繰出し分については23億2,000万円ほど、公債費としては23億1,000万円ほど、残りの自主財源としては37億8,000万円ほどでございます。

失礼いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、交付税ね。合併特例債、臨財債ね。合併特例債は合併に伴う、メリットのある有利な財源という。臨財債は国に代わっての借金でしょう。そんな中で、たしか公債費分は見てくれるんですけど、では、この人口、面積、道路による交付税はどのぐらい合併時と比較して増えているのか、それをちょっとお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併時の比較ということでございますけれども、平成18年度と比較ということで、令和3年度の予算額として、今、申し上げました自主財源につきましては37億8,000万円ほど、平成18年度、これは実績になります。58億9,000万円ほどで、21億1,000万円ほど減となっております。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 予算額の比較ということで、全体が84億2,000万円ほど、平成18年度が72億円ほど、差引き12億2,000万円ほど増となっております。

この中で、病院への繰出し分が11億2,700万円ほどプラス、公債費が17億8,000万円ほどプラス、自主財源としては21億円ほどのマイナスということになります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますとね、結局地方交付税、逆に減っているんじゃないかと思うんですよ。中央病院だって11億7,000万円も増えているでしょう。それから公債費だって12億も増えているんですよ。そうすると、市で使える市民サービスのための交付税というのは、基本は結局、北海道から沖縄まで各市町村が平等なサービスを受けられるようにということになっているんですよ。それがこれでは全く、市民サービスのための交付税が減っていると思うんですが、いかが思いますか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 実際、自主財源という部分では減っておりますけども、いろんな要素があると思います。こういった中で、合併算定替が令和3年度から一本算定に変わるといったところもございます。それから様々な要因として、それぞれの事情といいますか、基準財政需要額、基準財政収入額、それぞれ違いますので、そういったところでこういった21億円の差が出ているというところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 基準財政需要額が違うとか収入額が違うという、これは国の算定基準があるんじゃないんですか。そんな中でね、国は交付税の全体額がもう昔とほとんど同じ中で、合併特例債ですか、それが臨財債で見ますよ。そういう代わりに自由に使える金を減らしているというのが実態じゃないんですか。その辺、やはり我々議員に真意を伝えてもらいたいと思うんですよ。いかがなものか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） こういった公債費等の交付税算入分が増えたから、残りの部分について減ったということはございません。

単位費用につきましては、旭市だけのものではなくて全国一律でございます。旭市の単位費用が減っているのであれば全国で減っているということでございますので、旭市が特にこれが多いから、その部分が減っているということではございません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、それは分かりますよ。国は単位費用は、これは全て毎年同じにしてあるわけですよ。毎年ではなく、全国一律に。

しかし、こういう臨財債、交付税を増やさない中では臨財債の分を国が面倒見る、合併特例債を面倒見るから——結局その分は保障するけど、今度は単位費用を減らしちゃうということではないんですか。それは結局、市民サービスの低下になるわけですよ。義務的経費なんかはどんどん増えているでしょう。これは公債費もありますけどね。生活保護とか扶助費、増えているわけですよ。そうなれば結局、自由に使える金がなければ当然今度は、それらを切るわけにいかない中で市民サービスが低下するということではないかと思うんですがね、どうなんですか。

ですから内容をね、我々議員には真実を伝えたいと思うんですよ。

もし副市長、あれであれば。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 合併特例債と臨財債を増やしていったって単位費用を減らしているんじゃないか。単位費用はその年々で、やはり国のほうは当然変わっていきます。ただ、合併当時から違うということで1つ言えば、当時の算定項目というのは非常に細かく出していた。それがある程度集約されて、項目数も減っているという状況は現実にあります。というのは、やはり合併した後の地域の活性化ということで、例えば支所等がそのまま、支所というか、合併した元の町村がサービス低下にならないようにということで、本来であれば、合併算定替が終わればそういったところの交付はなくなるんですけども、そういったところの交付も残っている。

ですから、いわゆる真水の部分という形ですと議論をされてしまいますと、そのところは合併したところも合併しないところもみんな同じ形で減っていくわけですね。ですから、その部分で市民サービスが低下ということではなくて、それぞれの市町村の中でどれだけ自主財源を確保して、さらに自由に使えるお金、一般財源総額の中で話をしながら、使える事業、こういう政策的なサービスをしていく、そういうところが必要だと思います。

今はたまたま公債費に多少多くお金が出ている可能性もありますけども、臨時財政対策債というのは当然一般財源ですから、その部分についても国がきちんと面倒を見てくれているという考え方でいけば、その部分を活用する中で、市民サービスの低下はないんじゃない

いかな、要するに維持できているんじゃないかな、そのように思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 我々と認識の差がかなりあるから、これはしようがないですけども、臨財債というのはね、これは国が交付税を支払えないから借金しろよと。早い話が、親が今まで大学へやっていて20万円ずつやっていたのを、もう収入がないから10万円しかできない、あとの10万円おまえの名前で借金しておけよ、借金を払うときは俺が払ってやるから。そういう図式でね、はっきり言えばこれは国の借金なんですよ。

だから、もらって当たり前なんですよ。我々にすれば交付税にも何もならないわけですが、いずれにしても、要はシーソーだと。パイが同じ中で片一方をきちっと見れば片一方は減らさざるを得ないんですよ。私の考えはそういうことです。

あとこれ幾ら話をしても水かけ論になっちゃうと思いますから、答弁いいです。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 67ページ、企画費の道の駅整備基金積立金の603万円、これは道の駅の決算の余剰金と考えていいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） こちらにつきましては、今、家賃相当額ということで道の駅のほうから1か月当たり50万円をいただいております。それを基金化するために、支出科目に設けたものでございます。

ちなみに、半端の3,000円は利子でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 家賃相当額というと、これからも修理とかというものがあつた場合には、この基金を運用するということになりますかね。

あと道の駅、私ども売店を建てたわけじゃないんですから、例えばあそこに物産協会の案内所を置くだとか、そういった本来の道の駅の機能というかな、それもきっちりこれから立てていかなくては、ちょっとやっぱり何か、皆さん売店だという雰囲気になっているんですけど、その辺いかがですか。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 確かにこれまで5年間以上、道の駅、たくさんのお客様に訪れていただいて、売上げそのものも毎年毎年上がってきております。そういった意味では盛況なわけですが、委員おっしゃるように道の駅の本来の役割、特に一番あるのは、旭市のPRということにあると思います。これからも魅力ある産品をそろえたり、例えば観光物産協会とのタイアップでイベントを打つとか、そういったことで旭市をアピールしていきたいと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 38ページの21款市債ですか、ここにいろいろ今年の市債の金額が載っていますが、これはほとんど合併特例債とかそういうものだと思うんですが、ちょこっと外れますけど、今後、例の水道管の老朽化に伴う事業とかいろいろある中で、この合併特例債を使った後に有利な、市が行う事業で有利な借金ですか、どういうものがあるのか参考のためにお尋ねします。

細々はいいですよ。利率だけでも結構です。あ、利率じゃなく交付税算定額ですか。率です。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債以外の交付税算入率、有利な市債ということですが、公共施設等適正管理推進事業債、これが充当率90%で、算入率が45から50%、緊急防災減災事業債、これが充当率100%で算入率が70%、緊急災害防止対策事業債、これが充当率100%で算入率が70%となっております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 有利な財源はあるようでございますが、実際、では旭市にはあまり該当するものはないということですね。

そういう中で、もし水道をやるとなればどういう事業があるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 水道事業ですので、私どもでちょっと今すぐ出てきません。申し訳ありません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、後で資料もらいますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 公営企業の関係ですので、水道課のほうで把握していると思います。
うちのほうでは今現在、把握しておりません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、同じ市債で、これから——市債で聞くよりあれか、公債費でお尋ねします。

これから公債費、だんだん増えると思うんですが、そのシミュレーションはあるのか、そういう中で一番公債費の金額がかさむ時期、年度ですね、これはいつ頃になるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 公債費のシミュレーションということでございますけども、きつちりと出したものというか、去年、財政推計ということで出したところがございます。そこでは、令和4年度が金額的に一番多いということになろうかと思います。32億6,100万円ほどということになっております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、この市債の関係でね、それに関連したものを含めて質問します。

市債で土木債ということですが、昨日の新聞に、県が積算違いで謝罪していましたよね。そんな中で、我が旭市にも昨年度ですか、夏頃入札の関係で、やはり積算の違いがあったということで、最初、業者が落札したけどそれは入札無効だということで、それが取りやめになったということでございますが、そういう際、落札したら当然、契約するために業者は印紙代もかかりますよね。それと同時に今、工事やるときには、昔はほら、同業者が相保証したけど、今は保険会社ですよね。結局、契約を取った際に当然保険も入ると思うんですよ。そういう際はどこがその経費を負担するのか。これは結局、財政のほうで契約やるでしょうから、むしろ建設課より財政のほうがいいと思って質問するんですが、その件、どういうふうになったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 積算違いの件でございますけれども、これにつきまして、落札したその印紙代の支払いだとかそういうことでございますけれども、印紙につきましては、これは返還していただくことができます。そういった措置をしたというふうに記憶しております。その際に、ほかに落札者にかかった費用というのはございませんでした。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 印紙の返還ができる……、印紙というのは普通、もう割印押してしまうでしょう。それで返還というのはできるんですかね。1回割印を押したものを。いや、私は初めて聞きましたよ。またそれは確認してみますけどね。

それと同時に、その際、普通県などは——約5,000万円の金額で1万5,000円の差ということで私、聞いています。今回の県の入札もそんなものでしょう。県の場合は始まっちゃった。しかし、旭市はまだ始まらない。1万5,000円くらいの差なら普通県では、何といたしますか、設計変更ですか、してということで対応しているということなんですが、できたらなぜそういうことになったのか、経過ですね。そして、市としてその業者にどういう対処をしたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今、1万5,000円くらいの差だったらそのまま契約したらどうかということでございますけれども、これは実際、その差によって落札者が変わるということがございました。そういった場合につきましては契約の取消しだと、そういったことです。そのままそういった事態が生じないということであれば、うちのほうとしても同じような形で契約変更、そういったことになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それで、その後の業者に対する対処は、市としてどういうふうに対処したのか。担当者が行って謝って終わりになったのかどうなのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 建設課のほうで謝りに行ったというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 県であれだけね、記者会見して陳謝しているでしょう。それで、建設課の担当だけで済んだということですね。詳しくお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼いたしました。

副市長のほうも一緒に謝りに行っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 分かりました。

そういう中で、どういう結論になったんですかね。お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 詳しい内容自体は把握しておりませんが、納得していただいたというふうに聞いております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、ありますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 議案の審査は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

そのほか質疑ありますか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 73ページ、地域振興費のうちのデマンド交通運行事業ということで、今、このデマンド交通に対応したタクシーというのは何台くらいあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対し答弁を求めます。

○企画政策課長（小倉直志） デマンドタクシーにつきましては、今、3地区で運行しておりますけれども、各地区1台、3台と聞いています。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これはちょっと所管が違うと思うんですが、今回のコロナの関係でこのデマンドタクシーが使えるのかどうか、また、高齢者にタクシーチケットを出しているということですが、どのくらいの数を出して、この台数で足りるんだかどうか、その辺のところをちょっと、分かればお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それはコロナの、例えばワクチン接種ということですか。

一応ワクチン接種に関しましては、デマンドタクシーではなく普通のタクシーに、高齢者に

対してタクシー券を支給して行うということを考えています。

普通のタクシーで、2回接種ですので、片道1,000円分、往復で2,000円、それが2回ということで4,000円分のタクシー助成金の交付を考えて、今この予算に組み込んであるということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 普通のタクシーということですが、タクシーの台数がそれほどあるのかな。高齢者の数、そのタクシーチケットを出している高齢者の数がどのくらい、日量、その日単位であるのかというのが分かればお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 台数が足りているかどうかということにつきましては、担当の課でないちょっと把握はしていないんですけども、ただ、ご存じのように旭市は車社会です。高齢者の方でもまだまだ自動車で移動ということもございます。それらを勘案すると十分に、あとは接種日のずらし方によって十分対応できるのではないかなと考えております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） 人数的にはたしか聞いた記憶があるんですが、すみません、失念して……

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 給与費明細書の関係ですが、この中で、我々がこれ見たって、はっきり言ってちょっと分からないんですよ、みんな分けてありますしね。ですからそういう中で、この給与関係ですか、どのようになっているのかね。給与関係。

例えば職員を減らしたからって、今度、例えば水道事業なんかみたいにお客様センターをつくるわけですよね。そうすると、あれは物件費でしょう。人件費ではないんですよね。ですからね、我々は何が何だか分からない面がかなりあるんですよ。ですからその辺、具体的に人件費がどのくらいかかっているのか、後ほどでもいいです、書類で開示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、302ページの質問でいいですか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、これ難しいと思うんです。例えば給食センターだって、昔は市が直営でやっていた。それを今、全部委託でしょう。人件費を減らした、減らした、これは格好いいですけど、ほかで増やしちゃったら何もならないわけですよ。まして先ほど答弁あったように交付税の金額がほとんど変わらない中で、中央病院の繰出し、それから公債費の算入が増えたら市の運営というか、経営だんだん厳しくなっちゃうと思うんですよ。

そんな中で果たしてどういうふうになっているのか、後ほど書類でお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、後ほどというのは今日中ですか、それとも後日で。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまの高橋委員の質疑に対しては——答弁できますか。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 人件費と物件費の内訳ということでございますけれども、後ほどどういった資料が必要かということで高橋委員にお聞きしまして、作成に当たってみたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 皆さん方ほら、自分の都合のいいね、「人件費減らしました」「これだけ行革しました」と言いますが、この資料のあれでは我々は分からないんですよ。ほかにみんな片しちゃうわけですよ。ほかにそういうふうに、例えば先ほど言いました水道のお客様センターみたいに全部委託する。そうすると、それは人件費じゃなく物件費なんですよ。ちょっと我々には分からない面がかなりありますのでね、そういう中で人件費がどのぐらいかかっているのか、実際には。そのことを書類でお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） では後ほど、高橋委員と相談の上、書類の提出を求めます。

そのほかありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号につきましては本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号につきましては本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第11号につきましても本会議で補足説明させていただいたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、補足説明がありましたらお願いします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第13号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第14号につきましては本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第17号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第23号につきましても本会議で補足説明させていただいたとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第24号につきましても本会議で補足説明させていただいたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 議案第24号ですか、これは中央病院の第2期中期計画の変更といったような議案なんですが、今回の議案の中に、感染症医療の中に新たに新型コロナウイルス感染症の扱いを入れるということで出てきたわけでありますけども、この議案が出る前においても、この患者の受入れについては積極的に対応をしていただけてきておりまして、治療に当たっていただいた病院の皆様、関係者の皆さんには心から御礼申し上げたいと思います。

そういった中で、今回のこの議案ですけども、中期計画の中に、中期計画の6ページですか、以前いただいた。その中に②として、第2種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要とされる感染症患者を迅速に受け入れる体制を継続すると。その後に「特に……」ということで今回の案が加わるということでありますけども、そういった中で、新たに加わったこのコロナ患者の受入れですか、これにつきまして、今現在の中央病院の空き状況についてはどのような状況か、お伺いをしたいと思います。受入れ可能なベッド数とか受入れ可能な患者の数とか、そういったところが分かれば。それと、これまで入院された患者の累計数とか、その辺が分かればお伺いします。

もう一つ中期計画の中で、遠隔病理画像診断センターですか、この件も出ておりますけども、これにつきまして、まず病理医の確保に努めるというようなことでありますけども、病理医という名前があまりこれまで聞き慣れないといえますか、名前ですので、その辺の説明をお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

旭中央病院事務局長。

○国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナ関係なんですけども、新型コロナ関係の受入れにつきましては、基本的には県が中心になりまして受入れ計画、また具体的な患者の受入れ調整を行うこととなっております。県では県内の受入れ病床を最も余裕のある段階のフェーズ1から段階的に難しい状況になってきますフェーズ2、フェーズ3、フェーズ4、フェーズ4はフェーズ4の1とフェーズ4の2というふうに分けておりまして、最も逼迫した状況をフェーズ4の2ということで設定しております。

今現在、フェーズは最も厳しいフェーズ4の2という状況になっておりまして、一番上の状況のフェーズになっております。こういうことから、県のほうからの旭中央病院ではどの程度受入れ可能かという照会に対応しまして、私どもとしては、具体的な数字はなかなか難しいんですが、40床弱受入れ可能——最大の場合ですね——というふうに県に報告をしております。

3月12日金曜日現在なんですけど、千葉県ではフェーズ4に対応しまして県全体で1,280床確保しておりまして、その中で実際にベッドとして、入院している方が529床使っております。現在、県のベッドの約41%が使われているということで、まだまだ半分程度ということになっております。

ただ、当地域では非常にまだ使っている割合は少なく、香取海匠医療圏の中では15%程度、しかしながら東葛南部では58%、東葛北部が53%ベッドが使用されているということで、県内の中でもかなりばらつきが多くなっておりまして、このところ当院への要請も、東葛のほうで入院ができないんで旭で受けてくれないか、こういう要請がかなり多くなっております。

具体的な病院の受入れ数なんですけど、これは県のほうで具体的な数字は公表しないという方針になっておりますので、具体的な数字の公表は控えさせていただきますが、最大で40床確保しておりますので、当然のことながら多いときは当院でも2桁程度の収容はしていたんですが、今現在、県全体も少し減ってきましたので、今現在は当院は1桁の後半ということでご理解をいただければと思います。

それともう1点、遠隔病院のほうなんですけど、聞き慣れない、病理医はどんな医師かということなんですけども、病理医は、基本的には直接患者さんと接することはほとんどないわけなんですけど、患者さんがいろんな診療方針を決定する上で大変重要な役割を担っています。具体的に申し上げますと、例えば、よく内視鏡検査で組織を取ったときに、その中にがんがあるかどうか、そういった顕微鏡で組織を観察してそういうがんがあるかどうかというのを

診断することとか、あるいは手術中に組織の一部を採取しまして、どこまでがんが侵出しているかというようなことを手術中に診断をしまして、執刀医に「ここまでだ」という連絡をするなり、あるいはがん細胞のある、ないを連絡しまして、手術中に判断をして、その結果に基づいて「では、ここまで、この部位まで取ったほうがいい」というふうなことを手術の中で判断するというようなことになっておりますので、大変重要な役割を担っております。特に当院のようにがんとかそういう高度な手術を行う急性期の病院では、やはり病理医は必要不可欠なものになっております。

しかしながら、病理医は非常に少なくてですね、例えば平成30年の数値なんですけど、千葉県の医師数は1万2,000人ほどいるんですけども、その中で病理医は僅か0.63%の76名程度ということで、大変少なくなっております。当院でも一番少ないときは、2017年には1名になってしまったことがあったんですが、その後、何とか招聘しておりまして、今現在は7名。ただ、その7名のうち3名以上が60歳以上ということで、高齢の方も多ということで、非常に確保が難しい状況ということで今回提案をさせていただきました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） コロナのほうに加わったということにつきましては、分かりました。

病理医のほうなんですけども、病理医というのは手術するときにはなくてはならない、必要といいますか、重要といいますか、そういった医師だということで、欠かせないということだろうと思います。そういった中で、今回、東京へ病理診断の施設をつくるということに前の議案、第23号議案で出ているわけでありますけども、東京に開設するのはいつ頃になるのか、また、この病理医の先生の確保の見通しがあるのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

旭中央病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、お答えさせていただきます。

東京へのクリニックの開設の予定なんですけど、議会のほうで承認をいただいた後、クリニックになりますので、東京都内の保健所のほうにクリニックの開設申請を行うことになりますので、おおむね6月頃開設できるんじゃないかということで現在、予定を進めているところです。

それと、最も重要な医師の確保の問題なんですけど、やはりこれはなかなか難しい状況はあるんですけど、私ども、当院にいる先生方の個人的な人脈等も含めて鋭意当たった結果、都内

で、女性の医師なんですけども、やはりご家庭の都合があつて都内から外に出ることはできないけども、都内なら何とかという方が女性の方で病理の方が見つかりまして、1名常勤として6月ぐらいから私どものクリニックに勤務する方が内々見つかったという状況です。大変いいことだと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） こちらには来るのは無理ですけども、東京都内であればそういった診断ができる。旭中央病院の職員になるわけでしょう、今度その先生は。恐らく。そういうことでやっていただけるということであれば、今、何といたしますか、パソコンを使ったりいろんな、パソコンといたしますか、通信を使っているいろいろな仕事が増えているわけですけども、そういった中でできるだけ、そういったことで旭中央病院の機能を充実させていただくよう、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

旭中央病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） 今、委員からご指摘ありましたように、昨今非常にIT技術が進みまして、やはり細胞を拡大した画像を、これまで旭市から都内に送るには相当時間がかかったということと、やはり解像度が低かったために、がん細胞を診断するためにはやはり精細な画像が、ある程度短時間のうちに都内に送れるということが重要だったんですが、その技術がかなり進みましたので、都内でも現場にいるのと変わらない、拡大等もできて繊細な細胞の画像が送れるようになりましたので、それで今回こういったことができるようになったということだと思います。

ですので、私どもとしても、そういったIT技術の整備のほうも併せて6月までに進めまして、的確に診断ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、ありますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 旭中央病院ね、高度医療を行っている中で、今、医療技術、それから機器も日進月歩なんですよね。そんな中で、それに対応していくには大変だと思うんです。

それで、ちょっとこれはこの関係からちょこっと外れますけど、旭市から交付税として二十三、四億円ですか、昔から比べて約倍いつているんですが、その中で今、旭中央病院の年

間の利益はどのくらいあるのか。

それから、合併時点に職員の退職給与引当金ですか、これ全然なかったわけですね。県からの還付は多少あったと思うんですが、その辺の積立て具合はどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 旭中央病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） まず、病院の第1期中期計画4年間の純利益ですけれども、総額で54億6,700万円ということになりました。

委員が今、おっしゃっていましたが総合事務組合脱退に伴う私どもへの戻りといいますか、これが20億5,800万円ほどありました。ですので、もしこの20億円を引いても34億900万円が残りますので、私ども、第1期中期計画の目標では純利益は30億4,300万円という計画をしておりましたので、これを引いたとしても、3億6,600万円上回る利益を第1期中計画で計上できたというふうに一応理解しております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第24号について質疑を終わります。

以上で付託された議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可について、賛成の方の起立を求めます。

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時35分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄